

峡東ワインリゾートサポータークラブ 会則

(名称)

第1条 この会は、峡東ワインリゾートサポータークラブ（以下「本会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、山梨県峡東地域が誇る一大資源であるワインを中心として、フルーツや美しい農業景観、温泉や文化・自然資源など特色ある地域資源や日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」のストーリーについて情報発信していくことにより、更なる地域活性化に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、本会の目的に賛同する個人等とする。

(活動)

第4条 会員は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 峡東地域の観光資源や日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」に関する情報発信
- (2) その他、目的達成に資する活動

(事務局)

第5条 本会の事務局は、峡東地域ワインリゾート推進協議会に置く。

2 事務局は、会員に対し、会員が活動の上で必要となる情報を適宜提供する。

(入会、退会、会員資格の喪失)

第6条 第2条の目的に賛同する者は入会申込により会員となることができる。

2 会員が退会する場合は、事務局に届け出るものとする。

3 事務局は、会員が次に該当するときには、事前に告知することなく、会員資格の取り消しを行うことができるものとする。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会費)

第7条 本会の入会金は金300円とする。

(会費の使途)

第8条 会費は原則として、本会会員の募集と情報発信に使用する。

(個人情報の取扱)

第9条 取得した個人情報は本会の目的のみに利用することとし、法令等による場合を除いて、あらかじめ利用者の同意を得ずに第三者に提供しないものとする。

附 則

1 この会則は、令和4年9月15日から施行する。